

平成29年5月18日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

平成29年5月17日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | フロッギーズクリニック |
| (2) 所 在 地 | 東京都世田谷区野沢一丁目35番8号
301号 |
| (3) 開 設 者 | 池上 恭司 |
| (4) 指定の取消年月日 | 平成29年5月19日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号、第4号及び
第6号 |

2 保険医の登録の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 氏 名 | 池上 恭司 |
| (2) 登録の取消年月日 | 平成29年5月19日 |
| (3) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号、第2号及び第3号 |

【行政処分に至った経緯】

匿名の者から、当該保険医療機関では、実施していない精神科デイ・ナイト・ケア等の診療報酬請求している旨の情報提供があったため個別指導を実施したところ、医師が診療所内にいない時間にもかかわらず精神科デイ・ナイト・ケアを実施していること等の不正が強く疑われたため、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成25年8月21日から平成27年11月30日まで計21日間の監査を実施した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険適用外である診療を保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他請求)
- (4) 監査において、虚偽の報告・答弁を行った。

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	42件
不正請求額	1,156,904円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正等請求があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。